

女性委員会通信

239
2017.7.21

東京都港区新橋六 七 一 川ロビル六階
全国労働組合連絡協議会 女性委員会
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

「高度プロ制度」や裁量労働の拡大！ 月100時間もの残業なんてとんでもない！ 実効ある長時間労働の削減を！

6月30日厚生労働省は、仕事の原因でうつ病などの精神疾患にかかり、16年度に労災認定されたのは498件あり、83年度の調査開始以降最多だったと発表した。このうち過労自殺（未遂含む）は84件。仕事による脳・心臓疾患の労災認定は260件で、うち死亡したケース（過労死）は107件という。

こんな状況なのに、連合会長は13日高度プロ制度、裁量労働の拡大に若干の修正を加えて容認すると官邸に行き行った。一体何を考えているのだろうか！

連合の方針転換には過労死家族の会や労働団体のみならず、連合内部も聞いていないと異論が出されたそうだ。

一体どこで方針転換を決めたのだろうか。連合の修正提案を受けて経団連の会長は他の経営団体とも話してと報道されているのに。

私たちは生活時間を確保して人らしく働き生きるために、高度プロ法も裁量労働の拡大も過労死を促進するような特例の上限規制には大反対だ。

全労協・第12回組織化合宿

6月25日、26日の2日間にわたり、箱根湯本の箱根路・開雲にて全労協第12回組織化合宿が開催されました。初参加者（女性、青年、外国人労働者）が多く、「ダメ元でも闘う。あきらめの悪さ」「組合員が1人しかない職



場への働きかけ」や「労働組合の見える化」、「弱い組合はピラミッド型の体系で強い組合は横型、いかに横型の組合を運営していくか」、「組合に用があってもなくても立ち寄れる場にする」など、様々な意見が飛び交いました。

全国一般三多摩労組 渡辺香織

<労契法20条裁判>メトロコマーの控訴審始まる

7月10日10時半から東京高裁でメトロコマーの非正規差別を問う控訴審があった。東京東部労組メトロコマー支部の原告たちと支援の仲間は8時半から1時間裁判所前行動を行い、裁判開始を待った。控訴審は1回で結審という恐れもあったが、弁護団と原告らの準備で次回期日は10月16日（月）10時半に決まった。法廷では滝沢弁護士が地裁判決の問題点を具体的に指摘し十分な審理を求めた。ついで原告を代表して後呂さんが裁判にかけの思いを陳述した。とても素晴らしい陳述だった。

正義の判決を！とメトロコマー支部後呂良子さんが意見陳述

一審判決は、何ひとつ納得できるものではありませんでした。川神裁判長、松田裁判官、森裁判官に切に聞いてほしいこと、想像してほしいことがあります。（中略）

私たち契約社員Bの販売員は開店時間の、遅くとも30分前には出勤して新聞・雑誌などの検品・納品作業をやってきました。私は雑誌の種類が多い売店勤務でしたので、1時間前には出勤して働いていました。私たちが組合を立ち上げて30分間を開店準備時間として会社に認めさせるまで、平成8年から平成21年までの約14年間、販売員は皆、開店30分前には出勤して開店時間まで無給で働いてきました。その間、会社はずっと見て見ぬふりでした。そして会社は、今年の3月31日をもって私たちが働いてきた直営売店をすべてなくして、コンビニ型のローソンメトロスとして27店舗と、新聞・雑誌・タバコを取り扱わない土産物店5店舗に、切り替えて営業しています。

私は、この1年の間に昨年5月までは直営売店の茗荷谷店、昨年の10月までは直営売店の豊洲店、今年の3月までは直営売店の渋谷ホーム店、今年の4月までは直営売店の表参道みやげ店、そして今年5月からは永田町東ホームみやげ店に勤務しています。今までの直営店では、雨の日も風の日も雪の日も始発電車に乗り、この10年間、一日も遅刻することなく店を開けてきましたが、もうその売店はありません。会社は今までの売店をなくすことによって、20年間、私たち契約社員Bを差別し続けた実態までも、なかったことにしようとしています。今回、DVDを証拠として提出したのは、その中に私たちの働いてきた実態が写っているからです。

私たち契約社員Bの販売員が雇い止めを恐れながら、65歳まで契約更新を繰り返し、正社員と同じ売店でずっとずっと長い間、ガマンして働き続けてきた実態、差別され続けてきた積年の思いを、裁判長・裁判官の皆さんに知ってもらいたい、想像してもらいたいです。おかしいことをおかしいと言える社会であってほしいです。

全国に2000万人いる非正規の労働者は疲れ切って声をあげることもできません。こんな世の中に歯止めをかけてください。おかしいことをおかしいと判決してください。私たちは小さい時から裁判所は正義の味方だと思ってきました。だからお金も時間もないのに借金をして命がけで提訴しました。裁判所の判決は社会を変えることができます。

裁判長・裁判官の皆さんの心ある判決を私たちは期待しています。不可能を可能にする、正義ある判決をお願い致します。私たち非正規労働者の実態に真摯に向き合ってください。

安保法制違憲訴訟・女の会の裁判報告

……生の声の訴えは強い。

昨年8月15日に提訴した女の会裁判の第2回口頭弁論が6月16日にあった。国側答弁書への反論、安保法制以降の新たな危険、原告らが受けている被害についてと3つの準備書面と書証、原告陳述書を提出した。

裁判長は国側に過不足なく認否反論しているとは認めがたいときちんと反論するように求めた。

次いで原告代理人から準備書面のポイントを陳述し、子ども時代に戦争を体験した2人原告が意見陳述した。生の声の訴えは強い。

6月23日の慰霊の日には沖縄で安保法制違憲訴訟が提訴され、今全国で23件の裁判が闘われている。8月の初めには各裁判での意見陳述が岩波書店から発行される。

女の会ではジェンダー法学会と共催で以下のシンポジウムを企画している。ぜひ参加を！

シンポジウム

安全保障法制とジェンダー

8月5日(土) 13時半

明治大学リバティタワー1階ホール



7月19日6時第二議事会館前に続々人が集まり、共謀罪の廃止と「アベはやめろ」の声が響いた。

労働弁護団の稟弁護士は高度プロ制度など労働法制改悪を止めるためにアベ退陣が必要とアピールした。

私のお気に入り

私は22年勤続した出版社「医療経済社」をパワハラ解雇され闘っています。私のお気に入りは、家庭菜園です。戸建ての自宅にはささやかな庭があり、春を待ってポットに種撒きするところから始まります。家庭菜園用の種ではなく、スーパーで普通に売られている青果物や、自分が食べた野菜や果物から採取した種で栽培するのが私流です。



今まで育てたものは、ゴーヤ、トマト、かぼちゃ、イチゴ、メロン、スイカなどです。数年前に始めたころは、植物の成長を目で楽しめれば良いと思っていましたが、実際、実が成ると、かなり感動します。今では少しでも多く収穫できるよう工夫しています。

今年力を入れているのがトマトです。去年は生やし放題にしたところ、ハダニが大発生して全滅、ほとんど収穫できませんでした。今年は、葉の剪定や摘芯(頂芽の摘み取り)、水やりのタイミングなどをインターネットで調べながら慎重に育てています。おかげで緑色の大玉トマトが次々と実ってきました。

私は貧乏性なのか、ホームセンターで売られている種や苗では育てる興味が全く湧きませんが、私流の栽培は、発芽、開花、着果、収穫、そして食べる瞬間に、大きな喜びと達成感があります。ある意味、職が解かれて悠々自適な日常の中、日々成長する野菜たちを心ゆくまで眺めるのが至福の時間です。

収穫まであと数週間、赤く色づいた採れたてのトマトを味わうのが今から待ち遠しく、毎日ワクワクしています。

全労協全国一般東京労組医療経済社分会 岸 淳子

沖縄の今

「自分の眼で見たい」と

高校生が単身で

キャンプシユワブ前に

辺野古では、事前協議もせず、設計変更による手続きなしで違法な工事が暴力的に行われている。

高江でも、事前通知もなく、北部訓練場に新たに造られたヘリパッドの運用が始まり、11日には在沖米海兵隊のオスプレイ1機が、国頭村側に位置する「N1」「H」地区のヘリパッドで離着陸を繰り返す様子が確認されている。

辺野古工事開始から3ヶ月となる7月25日には、大浦湾をカヌーと船でつめつくして工事を止めよう！と、呼びかけられている。

沖縄内外から多数の支援者が集まれば、暴力的な対応は食い止められる。

6月24日、キャンプシユワブ前の座り込みに参加した時に、福岡から来た高校生に会った。那覇からヒッチハイク3台乗り継いでやって来たという。

ネットでは反対派が暴力的に動

フジビは子会社倒産の責任を取れ！ 怒りのフジビ闘争5周年！

9・14決起集会 & デモに参加しよう！
9月14日(木) 18時30分 田端台公園集合、
19時20分 デモ出発



か。 (竹内)
残念だった
彼は自分の
眼で見ても
何を思った
見せられな
かったのが
残念だった
か。 (竹内)

いているような書き込みが多くある。自分の眼で見ようと来た」と語った。時間のずれで辺野古の美しい浜を